

「漁業信用保険業務に関する法律顧問業務」に係る企画競争  
Q & A

No.	質問	回答
1	・企画競争に参加するにあたり、個人弁護士ではなく弁護士法人として競争参加資格申請をしたいと考えているが問題ないか。	・弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定に基づき設立された弁護士法人であれば問題ありません。 申請書類の「参加資格申請者の概要がわかる書類」については、弁護士法人の概要がわかる書類（パンフレット等でも可）を提出してください。